

原発再稼働による大事故を前提とした労働者の被ばく限度引き上げ

緊急作業時の被ばく線量限度 250mSv、 生涯被ばく 1,000mSv に反対しよう

2015. 6. 16 美浜の会

原子力規制委員会は、5月20日の第8回会合で、「緊急作業時の被ばくに関する関係規則等の改正案」をまとめ、6月19日までパブリックコメントにかけています。

今回の「改正」は、

①原発労働者の緊急作業時の被ばく線量限度 250mSv を新たに追加し関連規則等を改悪するものです。

②さらに、運用上の措置として、生涯被ばく線量を1,000mSvまで認めるというものです。これらは、原発の再稼働によって大事故が起こることを前提として、労働者に一層極めて高い被ばくを強要するものであり、到底認めることはできません。

◆パブコメは6月19日（金）が締め切りです。短くていいので、意見を出しましょう。

- ・緊急作業時の被ばく限度 250mSv に反対
- ・生涯被ばく線量 1,000mSv の導入に反対

パブコメはこちらから。氏名や住所等は任意です。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198271002&Mode=0>

今回のパブコメの内容は、規制委員会のHPに掲載されている「改正案の概要」や参考資料を見ても非常に分かりにくいものになっています。今回の改悪の大枠は、福島原発事故時のように特例措置としてではなく、大事故が起こった場合を想定して、規則等に下記（1）を明記し、運用上の措置として下記（2）を決めることです。

（1）被ばく線量限度は、①従来の実効線量 100mSv に加え、②放射性物質の敷地外等への放出の蓋然性が高い場合の実効線量 250mSv、の2段階。

（2）（運用上の措置として）緊急作業時と通常作業の被ばく線量の扱いは、緊急作業後の処理作業や他の原子力施設での作業等に影響を与えることなく一定の放射線業務を実施できるように区別して管理する。但し、生涯被ばく線量は両実効線量を合算して1000mSvを超えない。

（5月20日規制委員会 資料2 1頁より）

<http://www.nsr.go.jp/data/000107338.pdf>



緊急作業時の被ばく線量限度 250mSv の新設は、原発の再稼働によって大事故が
起こることを前提としている。

再稼働に反対すると同時に、250mSv の被ばく線量限度に反対しよう。

現在の労働者被ばくに関する線量限度は、通常の作業では年間 50mSv、かつ 5 年で 100mSv、
緊急作業時は 100mSv となっています。

福島原発事故時に、緊急作業時として 250mSv まで認める特例が設けられました。しかし、こ
の特例は「ステップ 2」が完了した 2011 年 12 月 16 日、経過措置を経て 2012 年 5 月 1 日には
廃止され、現行の被ばく限度が適用されています（3 ページ表参照）。

今回は規則等を改定して、一時的な特例措置ではなく、恒常的に緊急時は 250mSv まで認
めるというものです。これは、田中俊一委員長が繰り返しているように、「基準に適合している
かを審査しているのであって、安全だとは言っていない」、すなわち再稼働すれば大事故の危険
があることを前提にして、その場合にいちいち特例措置を設けるのではなく、規則等を変えて
しまおうというものです。

今回の改定では、緊急作業時の被ばく限度を 2 段階にして、現行の 100mSv に加えて、2
50mSv を新設するものです。

この 250mSv は、原子力災害特別措置法の 10 条通報の一部（原発の敷地境界付近 5 μ Sv/h）
以上の放射線量を検出した場合、また原災法 15 条通報の「原子力緊急事態」に適用するとなっ
ています。再稼働によって原発事故が起こることを前提にしたものです。

5 月 20 日の規制委員会の議論では、250mSv の根拠として、①福島原発事故時の被ばく線
量の実態から 250mSv を超えた作業員は 6 名だったこと、②米国などが 250mSv を採用してい
ること、③厚労省の検討会報告で、「250mSv の被ばくは、医学的な知見が明示するものではな
いが、リンパ球数減少による免疫機能の低下を確実に予防できるレベルと評価」をあげていま
す。議論の中で中村委員は「私自身の現場感覚からしても、250 ミリシーベルトという値その
ものはリーズナブルでアンダースタンドな、合理的で理解可能なものだと考えます」（5 月
20 日委員会議事録 24 頁 <http://www.nsr.go.jp/data/000107819.pdf>）などと無責任にも発言し
ています。

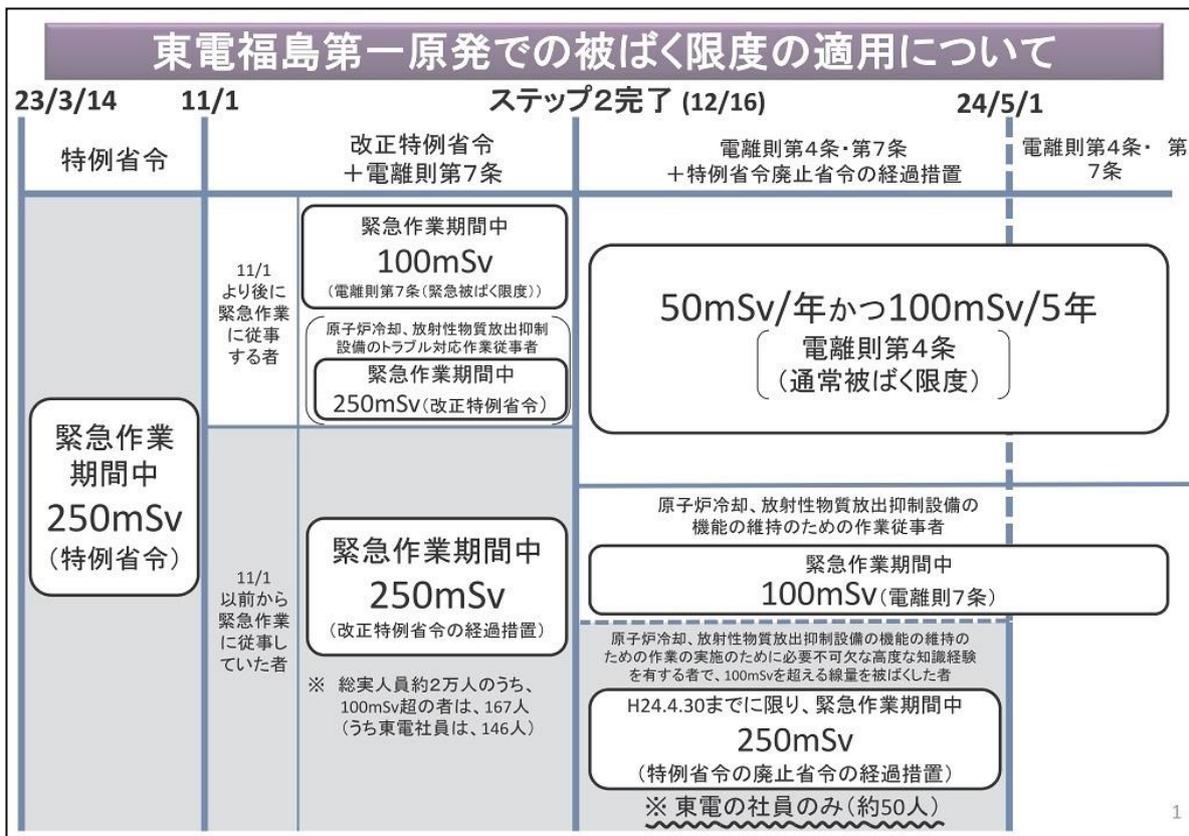
しかし、原発労働者の労災認定では、これまでに 40mSv（11 ヶ月）で白血病となり病に苦
しみ労災認定されています（原子力資料情報室の資料参照 <http://www.cnrc.jp/6336>）。

さらに、緊急作業に従事する要件として、教育を受けた上で、従事することを書面で申し出、
緊急作業の訓練を受けたものとしています。しかし実際には、下請け・孫請け企業の労働者に
とって、緊急作業に従事することを拒否することはほとんど無理な状況にあり、さらに、「教育」
や「訓練」も形ばかりのものであることは、古くから被ばく労働の問題を世に問うてきた樋口
健二氏の告発や、福島原発事故後の作業で、下請け・孫請け企業でずさんな被ばく管理が行わ
れていた実態等からしても明かです。

○ 緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者等に書面で申し出た者であること。
- 二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

(改正する案の概要 4 頁 <http://www.nsr.go.jp/data/000107364.pdf>)



第129回放射線審議会 (2014年11月17日) 資料：129-4-1 厚生労働省

<http://www.nsr.go.jp/data/000047001.pdf>

② 生涯被ばく線量 1, 000mSv の導入に反対しよう

さらに今回の改悪では、法改正ではなく「運用上の措置」として、緊急作業の被ばく量と、通常作業による被ばく量を「区別する」「別枠」とすることで、生涯被ばく量 1, 000 mSv を認めようとしています。

福島原発事故時に緊急作業の被ばく限度 250 mSv を導入したときでさえ、両者を「区別せず」、「一括」として評価しました。すなわち、緊急作業で 100 mSv を超えた労働者には、緊

急作業に従事した期間を含む5年間の残りの期間は、それ以上被ばくさせてはならないことになっていました。4頁の国会資料にあるとおりです。

一括管理を適用すれば、「作業員不足」になる等の理由で、全就労期間（18歳から50年間を想定）で、生涯被ばく線量として1,000mSvまで浴びせてもよしとするものです。

「区別する・別枠」管理として、5月20日の規制委員会議事録では、線量限度を超えた場合でも事故時を含む5年間の内で「年間5ミリシーベルトを超えない範囲で通常の放射線業務に従事させることができる」として考えたいと思っています」と規制庁職員が述べています（5月20日議事録22頁）。福島原発事故時の「一括」管理とは明らかに違います。緊急作業で100mSvを超えても、続けて緊急作業以外の汚染水対策等々の被ばく労働に従事させることが可能だというものです。これらは「運用上の措置」であり、法や規則に明記するのではないため、一層ずさんな管理がまかり通るのではないのでしょうか。

労働者に過酷な被ばくを強要し、犠牲を強いる生涯被ばく線量1,000mSvの導入に反対しましょう。

（資料）福島原発事故時の「一括」として評価する考え方

＜緊急作業に従事した労働者の健康障害を防止する観点からは、緊急作業を通常作業と別枠として評価することなく一括として評価＞

177-参-厚生労働委員会-8号 平成23年05月10日

○政府参考人（平野良雄君） 電離放射線障害防止規則の第四条におきましては、管理区域内において放射線業務従事者が受ける線量について、先生御指摘のように、五年間で百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならないというふうになっております。また、その電離則第七条におきましては、緊急作業を行うときは、第四条の規定にかかわらず、これらの規定に定める限度を超えて放射線を受けさせることができるというふうにされております。

このため、緊急作業に従事して百ミリシーベルトを超えて被曝した労働者につきましては、他の放射線業務に従事させた場合につきましては、電離則には明示的な規定はなく、法違反には当たらないというふうに考えております。

しかしながら、緊急作業に従事した労働者の健康障害を防止する観点からは、緊急作業を通常作業と別枠として評価することなくやはり一括として評価することが望ましい、そういうことから、今般の緊急作業による被曝線量が百ミリシーベルトを超えた労働者につきましては、今回の緊急作業に従事した期間を含む五年間の残り期間はそれ以上被曝させないことを指導していくこととしております。

出典：「緊急被ばく線量と通常被ばく限度の関係に関する国会議事録」（2011年5月10日）＜緊急作業に従事した労働者の健康障害を防止する観点からは、緊急作業を通常作業と別枠として評価することなく一括として評価＞

第129回放射線審議会（2014年11月17日）資料：129-4-2号 厚生労働省 p9より
下線は引用者 <http://www.nsr.go.jp/data/000047002.pdf>